

自御所様返殊更計ニ三色被使候由、心ろへて申候へと被仰下候、恐惶謹言、

八月六日 引合十帖、扇、茶碗等、被下也、 季隆

表書 日向守殿 季隆 裏書 一條少將

〔海人藻芥〕八月朔日ニ小花粥、内裏仙洞以下令用給、良薬ト云々、被粥調法ハ、薄ヲ黒焼ニシテ粥ニ入合ス也、

〔御散飯供御調進次第〕八月朔日

一 おばなの御かゆ 米をひきわりてこしらゆる也、大小の御はちまに九分め程二つ參る也、おばなをひくるやきにして、御かゆの中へ入てよくまぜて、うすみそ色にして參也、

〔風呂記〕八月一日、尾花粥と云事は、らいき有て、七月廿七日の諏訪のみさ山の神事の時、尾花を取て置て、其を黒やきにして認るなり、就其色々の謂ありといへども、不及註、世上に是を用て粥をにて尾花粥といへり、

〔倭訓栞前編十九〕な、ひこのかゆ 誕生七夜にいへり、或説にな、ひこは甲斐國の所の名也、其所の米を、めしよせて粥にして、七夜々々に産所に用うといへり、

〔倭訓栞前編六〕かゆ 御産の時の粥は、甲斐の國七ひこの里の米を用うといへり、甲斐の音かゆに近く、七ひこは七世の孫の義を取なるべし、

〔二 中歴八〕啜粥詞 男子

問、此殿 仁 夜啼 志給 布 姫君 夜御坐 須、

答、此殿 仁 夜啼 志給 布 姫君 毛、自此 利東 仁 谷七峯七起 氏古曾、夜啼 志給 布 姫君 八 御坐 奈禮、

此殿 仁 命長 久 官位高 久、大臣公卿 仁 可成給 幾 若君 曾 御坐 須、

問、然者甲斐國鶴郡 仁 作 氏布、永彦 乃、稻 乃、粥 永 久 啜 良 牟、

七彦粥